

コロナ禍における原油価格・物価高騰に対し、『設備投資』により 使用量削減や代替等を行う取組を支援し、合わせてゼロカーボン を推進するため、補助金を支給します。

茅野市では、市の主力産業である製造業の事業継続を支援するために、市内製造業の中小企業等に対し、燃料、原材料等の使用量削減、再利用、代替等に資する省エネルギー・高効率化機器または、再生可能エネルギーを導入する設備等の購入または更新に要する経費の一部に対し、補助金を支給します。

(※国の地方創生臨時交付金を財源とするため、令和4年度限りの事業となります。)

● 補助対象者

市内に本社・製造業を営む事業所を有する製造業の中小企業者。ただし、次に該当する方は対象外です。

- ・補助金交付後5年間、市が行う使用電力量、燃料消費量等のエネルギーに関するアンケート調査に協力することを約さない方
- ・補助金交付から5年以内に廃業、事業停止、事業譲渡等の予定がある方 等

● 補助対象経費

下記の補助対象事業に該当する設備等(設備等の本体及び本体の導入に必要な附属品)を市内事業所に新たに購入、または既存の設備等と交換して設置する事業に要する費用のうち、購入費、運搬費、工事費、設計費等

※次に該当するものは、補助対象経費となりません。

- ・消費税及び地方消費税相当額
- ・汎用性の高い事務用品
- ・事業所外に容易に持ち出せるもの
- ・中古品、リース・レンタル品であるもの
- ・国、県等による同様の補助金等の交付を受けようとする事業または受けた事業に係る経費
- ・用地または建物の取得または賃貸に要する経費
- ・交換に伴わない既存の設備等の撤去に係る経費
- ・既存の設備等の廃棄に要する経費
- ・居住用または賃貸用等、製造業用に直接関連がないと認められる設備等に係る経費
- ・人件費、機器使用料、通信料、リース・レンタル料、各種保証・保険料、光熱水費、租税公課、各種手数料その他維持管理等に要する経費
- ・補助対象経費以外の経費との区別が困難である経費
- ・設備等の購入先が申請者の親会社、子会社、関連会社その他実質的に同一の経営体とみなされる事業者を支払われる経費

● 補助対象事業

※補助金の交付は1事業者につき令和4年度において1回限りとなります。

①空調設備、照明設備、ボイラー・給湯設備、冷凍冷蔵設備、変圧器、産業用動力、コーゼンレーションシステムその他製造業の事業活動に必要な設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料、原材料等の使用量削減、高効率化等の程度が概ね5%以上のもの ・二酸化炭素排出量の削減及び環境負荷の改善が認められるもの
②電気自動車及び電気自動車用充電器	<ul style="list-style-type: none"> ・新車で購入するもの ・電気自動車用充電器は電気自動車とともに購入するものが対象
③再生可能エネルギー設備	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備は建物の屋根等に設置するもの ※全量自ら消費するものとし、売電等他の者に供給されるものは対象外
④蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備等で発電した電力を、全量自ら消費するために蓄電するもの

※ 価格の適正性を確認するため、原則として単価5万円(税抜)以上のものについては、2者以上の見積もりを徴する等により価格を比較すること

● 補助率・限度額

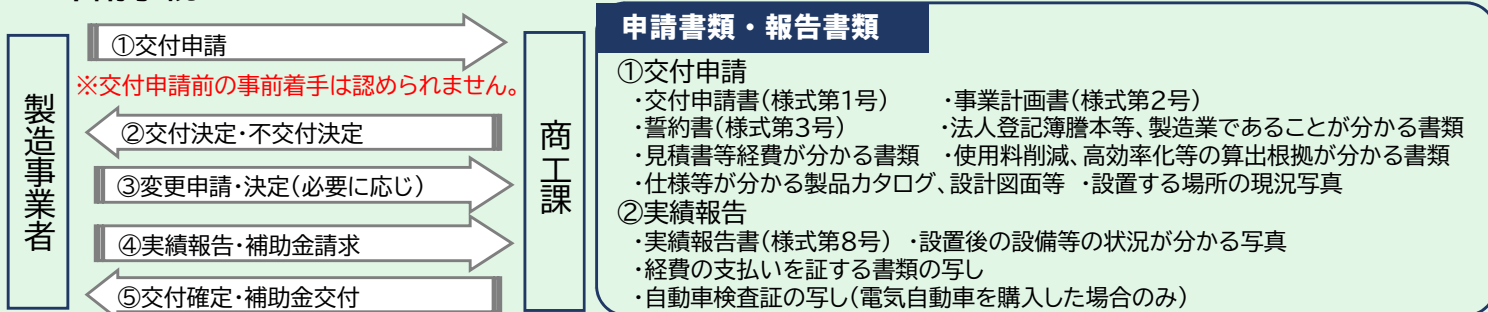
補助対象経費の2/3 補助限度額 100万円 (1,000円未満は切り捨て)

● 申請受付期間

補助金交付要綱公布日(令和4年6月22日)～令和5年1月31日

※令和5年2月末までに、設備等設置及び支払いが完了し実績報告を行う必要があります。

● 申請手続き



詳しくは、茅野市ホームページをご覧ください。下記窓口へご相談ください。

補助金申請に際し、市ホームページまたは補助金要綱の内容をご理解の上、ご提出ください。

お問い合わせ

茅野市 産業経済部 商工課

☎ 0266-72-2101 (内線432・433) FAX 0266-72-4255

Email shoko@city.chino.lg.jp

郵送先 〒391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号

